

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 36

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16-2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162-23-4133

【4 月からスタートしました】

●電力の小売全面自由化！！事業者選びは慎重に！

今年の 4 月から電力の小売自由化がスタートしました。これにより一般家庭でも電気事業者を選べるようになりました。ガス会社や通信会社などが参入し、申込みを受け付けています。契約の際は、料金体系や契約期間、解約時の違約金の有無等々、内容をよく確認しましょう。

★あわてないで！まずはしっかりチェックしましょう！

- 契約する小売電気事業者を確認しましたか？
(契約先は登録された事業者でしょうか。～インターネットで「経産省 小売電気事業者一覧」を検索。また専用ダイヤル 0570-028-555 までお電話を。)
- ご家庭の使用量に照らした比較になっている？
(料金が安くなるといった勧誘トークには気を付けましょう。)
- 契約期間や途中解約、割引の条件は？
(事業者からよく話を聞き、詳しく確認してから契約を。)

★正しく知って、よく検討！電力小売全面自由化の 5 つの誤解

- 停電が起こる！？
⇒今までと変わりません！
- 新たに電線が必要！？
⇒既存の送電線、配電線を経由して電気が送られます！
- 3 月中までに契約が必要！？
⇒あわてて契約する必要は全くありません！
- クーリング・オフはできない！？
⇒訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合は 8 日以内であればクーリング・オフができます！(法定書面を受け取った日から起算して 8 日以内)
- スマートメーターは有料！？
⇒新たな機器の購入等を求められることはありません。



相談事例(稚内市消費者センター)

●「光回線」に関する勧誘電話が頻繁に。詐欺なのか!?

【相談内容】

最近、自分自身がいま利用をしている「光回線」の話を出して、何かの勧誘目的かと思われる電話が頻繁にかかってくる。電話による詐欺が多く、注意するよう世間で言われているが、このようなケースも詐欺の電話なんですか。

この様なことに関する何か情報等や対処をお聞きしたい。



【対処】

「光回線サービスの乗り換え」に関する電話勧誘だと思われることを伝えた。今より料金が安くなると説明されても、実際は以前より高くなったり、知らぬ間にオプションが付けられていた等のトラブルについても情報提供。また一度契約してしまい元に戻したいと思っても、違約金が発生する・新たな工事が必要になるなどの相談もあるので、慎重に検討されることを助言。また、電話による勧誘の際には、即決をせず一度電話を切って家族等に相談するなどして充分納得の上で決められるよう伝えました。

困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。



電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

○相談時間は午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

向う3ヶ月の【実施日】 5月15日 ・ 6月12日 ・ 7月10日

☆稚内市くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413

★★★ 5月は「消費者月間」です ★★★

☆統一テーマ「みんなの強みを活かせ～安全・安心な社会に一億総活躍～」

一億総活躍社会の実現に向け、消費者行政においても、消費者・事業者・行政が連携をより図るとともに、多様な人々が各自の強みを活かし挑戦していくことが重要です。

★消費者月間パネル展を開催します

☆5月1日～15日【市立図書館】 ☆5月17日～31日【キタカラ・アトリウム】